

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることにより、生涯にわたり本人を保護・支援します。

くわしくは 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎21-5100

任意後見制度と法定後見制度

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

判断能力が不十分になる前に…

任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人(任意後見人)と自分の生活や財産管理などの代理権を決めて、公証役場で任意後見契約を結んでおくものです。判断能力が低下したときに、家庭裁判所に申立てをし、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

判断能力が不十分になってから…

法定後見制度

法定後見制度は、本人の状態により「補助」「保佐」「後見」の3つに区分されます(表1)。成年後見人等は、判断能力が低下した本人に代わって、不動産や預貯金などの財産管理、介護・福祉サービスの利用手続き、施設入所契約、不利益な法律行為の取り消しなどを行います。この制度を利用するには、家庭裁判所への申立て手続きが必要です。申立ては、本人・配偶者・四親等内の親族が行いますが、身寄りがいない場合などは市長が行うこともできます。申立て方法は、宇都宮家庭裁判所のホームページをご覧ください。

例えば次のような場合、表2の窓口へまずはご相談ください



認知症の方で金銭管理が難しくなり、訪問販売などの悪徳商法の被害に繰り返し遭っている。



親や兄弟が亡くなった知的障がい・精神障がいのある方が、相続・預貯金の管理に困っている。



認知症の一人暮らしの高齢者で、身近に支援者がおらず、福祉サービスなどの利用契約が必要な場合。

表1：法定後見制度の種類

種類	対象者
補助	判断能力が不十分な方(法律行為などができるかどうか心配である)
保佐	判断能力が著しく不十分な方(日常生活では自分の意思で行動ができる。しかし、重要な法律行為などは困難である)
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方(自分の意思表示が困難で法律行為ができない)

※家庭裁判所が成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人)を選任します。種類により成年後見人等の権限の範囲が異なります

表2：相談窓口一覧

相談窓口	電話番号
高齢福祉課高齢福祉係	21-5100
社会福祉課障がい福祉係	21-5174
今市西地域包括支援センター	25-6374
今市東地域包括支援センター	26-6537
今市南地域包括支援センター	25-6444
今市北地域包括支援センター	21-7081
日光・足尾地域包括支援センター	25-3255
藤原・栗山地域包括支援センター	76-3333
市社会福祉協議会	25-3070
民間専門相談機関 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	028-632-9420

下原地区コミュニティセンターの閉館について

地域の皆さんの集会や福祉の増進などに使用されてきた、下原地区コミュニティセンター(今市1206)は、老朽化のため令和3年3月31日をもって閉館します。4月以降は、赤間々会館など近隣の施設をご利用ください。

下原地区コミュニティセンターについてくわしくは…地域振興課 ☎ 21-5147

i 赤間々会館のご利用について

赤間々会館では、趣味教養講座や子ども学習会などを通し、さまざまな人権に対する理解を深める事業を、年間を通じて実施しています。令和3年4月1日より、講座などの実施時間帯を除き、市民の方は会館を利用することができます。

ご利用には、事前の予約が必要です。予約は利用月の2カ月前から受け付けています。詳しくは、生涯学習課または赤間々会館までお問い合わせください。

赤間々会館についてくわしくは…生涯学習課 ☎ 21-5182

赤間々会館の利用事前予約は…赤間々会館 ☎ 22-9636



冬季の樹木の管理にご注意ください

強風・大雨・降雪時には道路への倒木や枝の落下が数多く発生します。特に冬の時期は、雪の重みや突風により倒木・落ち枝・道路への木の張り出しなどが頻発し、これらは除雪作業や通行の妨げになるほか、人や車への事故の発生原因となり非常に危険です。こうした事故が発生した場合、樹木の所有者が損害賠償を請求されること

があります。安全な道路交通を確保し事故を未然に防ぐため、樹木を所有されている方は日ごろから自身の責任において剪定や伐採などの適切な管理を行うとともに、災害時の倒木処理についてご協力をお願いします。

※私有地から張り出している樹木は土地所有者の方に所有権があるため、市や県で剪定・伐採ができません

くわしくは

▼国道・県道について

日光土木事務所

保全第二課(今市・藤原・栗山地域) ☎(53) 1221

保全第一課(日光・足尾地域) ☎(53) 1213

▼市道について

今市地域…維持管理課

日光地域…産業建設係 ☎(21) 5160

藤原地域…産業建設係

足尾地域…産業建設係 ☎(54) 1114

栗山地域…産業建設係

☎(76) 4107

☎(93) 3117

☎(97) 1133